

立正大学社会学会会則

(名称)

第1条 本会は立正大学社会学会と称する。

(目的)

第2条 本会は社会学および隣接諸学の発展に寄与し、あわせて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は第2条の目的を達成するために以下の事業を行う。

1. 総会、研究発表会、講演会の開催および各種研究調査の実施
2. 機関誌等の発行
3. その他、本会の目的達成に必要な諸事業

(会員)

第4条 本会の会員は、以下の基礎資格を満たし、所定の手続きと会費を納入しなければならない。

1. 立正大学社会学科の学部在学学生および卒業生
2. 立正大学大学院の社会学専攻在籍者および修了者
3. 立正大学社会学科の専任教員および退職者
4. 本学会の趣旨に賛同する者

(総会)

第5条 本会の最高機関である総会は第4条に定めた会員をもって構成する。総会は年1回定期的に開催し、会長がこれを招集する。

第6条 会長は必要に応じて臨時総会を招集することができる。

第7条 総会の議長はその都度会員の中から選出するものとする。

(役員)

第8条 本会は以下の役員をおく。

1. 会長
2. 幹事
3. 会計監査

第9条 会長は会の最高責任者として会を総覧し、幹事会を招集しその長としてこれを指揮監督する。会長は社会学科専任教員の中から幹事会によって推薦されるものとし、総会でこれを承認する。任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第10条 1. 幹事は、会長が社会学科専任教員の中から会計、編集、庶務、書記を担当する幹事を各1名指名し、総会において承認を受けるものとする。

2. 会計幹事の任期は2年とし、再任を認めない。

3. 編集幹事、庶務幹事、書記幹事の任期は1年とし、再任を妨げない。

4. 幹事は幹事会の承認のもと業務を補佐する若干名の助手を雇用することができる。助手の雇用期間は1年とする。

5. 助手は幹事の指示のもと学会運営にかかわる業務を担当する。

第11条 会計監査は、本会の会計を監査し、その結果を総会において報告する。総会において2名を選出し、任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(幹事会)

第12条 幹事会は、会長または幹事の要請に応じて会長が招集する。幹事会の議決は出席者の過半数をもって成立する。

第13条 幹事会は会長および幹事によって構成し会を運営する。幹事会は会の企画・運営の必要に応じて幹事の一部を構成員とする機関誌（論叢）編集委員会、学会報編集委員会、学会・研究会担当委員会、特別講演会担当委員会等の小委員会を設けることができる。

(会計)

第14条 本会の経費は入会費、年会費および寄付金その他の収入によるものとする。

第15条 1. 本会の入会金は1,000円とする。

2. 本会の年会費は1,000円とする。

3. 入会金および年会費の納入方法については別途細則を定める。

第16条 本会の会計年度は4月1日より3月31日までの期間とする。

(会則の改正)

第17条 本会則の変更を必要とする時は総会の議決によらなければならない。会則の改正は総会に出席した会員の過半数の賛成によるものとする。

(附則)

1. 本会の事務局は立正大学文学部社会学科研究室室内におく。

2. 本会則は2001年4月1日より施行する。

3. 本会則は2005年4月1日より施行する。

4. 本会則は2006年4月1日より施行する。

5. 本会則は2010年4月1日より施行する。